宮津市民体育館利用料金表

（令和８年４月１日施行）

（単位:円）

使用区分＼使用時間			利用料金			
			午前	午後	夜間	全日
			午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
競技場	全面使用		4,510	7,520	9,420	19,520
	部分使用	競技場の2分の1を使用する場合	2,260	3,760	4,710	9,760
		競技場の4分の1を使用する場合	1,130	1,880	2,400	4,980
剣道場			1,130	1,880	2,300	4,880
柔道場			1,130	1,880	2,300	4,880
多目的練習場			1,460	2,400	2,610	5,860
トレーニング室（1人につき）			310	310	310	—
会議室			630	1,050	1,310	2,720
健康体力相談室			410	680	830	1,720

備考

１　入場料その他これに類する料金を徴収する場合の利用料金は、この表に定める額の３倍とし、営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金は、この表に定める額の５倍とする。

２　本市に住所（法人その他団体にあっては、所在地）を有しないものが使用する場合の利用料金は、前項の規定の適用がある場合を除き、この表に定める額の２倍とする。

３　定期利用団体に登録した団体（１月の利用回数が概ね３回以上の市内の団体であらかじめ指定管理者に登録した団体をいう。以下同じ。）が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の１０分の８とする。

４　使用時間の繰上げ又は超過については、１時間につき利用料金１時間あたりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、３０分以上は切り上げ、３０分未満は切り捨てる。

５　トレーニング室の使用について、半年会員又は回数券で使用する場合の利用料金は、次の表に定める額とする。

（単位:円）

区分		利用料金	備考
トレーニング室	半年会員	7,850	申込日から半年
	回数券（11回）	3,140	

冷暖房装置利用料金

（単位:円）

使用場所及び区分		利用料金	
剣道場	冷房料	1時間につき	410
	暖房料	1時間につき	410
柔道場	冷房料	1時間につき	410
	暖房料	1時間につき	410
会議室	冷房料	1時間につき	310
	暖房料	1時間につき	310

付属設備利用料金表　　（単位:円）

区分		単位	利用料金	備考
移動ステージ		一式　1日につき	20,950	
バレーボール競技用具		1組　1日につき	200	
バドミントン競技用具		1組　1日につき	200	
テニス競技用具		1組　1日につき	200	
バスケット競技用具		1組　1日につき	1,040	
ハンドボール競技用具		1組　1日につき	200	
卓球競技用具		1組　1日につき	200	
放送設備		一式　1日につき	1,570	ワイヤレスマイクロホンを含む。
展示用パネル		一枚　1日につき	100	
コインロッカー		1　回	50	
電光器具	システムカウンター	1台　1日につき	200	操作盤
	ショットクロック	1台　1日につき	200	
	スポーツタイマー	1台　1日につき	200	
温水シャワー		1　回	100	
ジェットヒーター		1台 1時間につき	550	

備考

定期利用団体に登録した団体が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の１０分の８とする。（コインロッカー及び温水シャワーを除く。）